

○和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例

平成11年3月19日

条例第17号

改正 平成17年7月6日条例第82号

平成21年3月26日条例第10号

平成22年12月24日条例第65号

平成26年3月20日条例第32号

平成28年3月24日条例第41号

平成31年3月13日条例第33号

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例をここに公布する。

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例

(設置)

第1条 県民の体育、スポーツその他文化的な集会及び催物の用に供することを目的として、和歌山県立橋本体育館(以下「橋本体育館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 橋本体育館は、橋本市に置く。

(業務)

第3条 橋本体育館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) アリーナ、武道室その他の施設の使用に関すること。
- (2) その他橋本体育館の設置の目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第4条 橋本体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例82・全改)

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 橋本体育館の利用許可に関する業務
- (2) 橋本体育館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する

事務を除く業務

(平17条例82・全改)

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者が指定を受けて橋本体育館の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(平17条例82・追加、平21条例10・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(平17条例82・追加)

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、橋本体育館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(平17条例82・追加)

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、橋本体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平17条例82・追加)

(開館時間)

第10条 橋本体育館の開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(平17条例82・追加)

(休館日)

第11条 橋本体育館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、橋本体育館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(平17条例82・追加)

(利用の許可)

第12条 橋本体育館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 橋本体育館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、橋本体育館の管理上支障があると認められるとき。

(平17条例82・追加)

(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、橋本体育館の管理上特に必要があると認められるとき。

(平17条例82・追加)

(利用料金等)

第14条 利用者は、指定管理者に橋本体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 橋本体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、別表に掲げる額と同額とする。
- 7 使用料の還付、減額及び免除については、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(平17条例82・追加)

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者は、橋本体育館が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 第5条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例82・追加、平26条例32・一部改正)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、橋本体育館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例82・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、平成11年9月13日から施行する。

附 則(平成17年7月6日条例第82号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成21年3月26日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月24日条例第65号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第32号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第41号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日条例第33号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表(第14条関係)

(平17条例82・追加、平22条例65・平26条例32・平28条例41・一部改正、  
平31条例33・一部改正)

1 メインアリーナ

種別			利用区分及び利用料金						
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過1時間につき
入 場 料 等 を	スポー ツ、レク リエーシ ョン等に 利用する	平日	16,500円	22,000円	27,500円	38,500円	49,500円	66,000円	7,810円
		土曜 日、日 曜日及 び休日	19,800円	26,400円	33,000円	46,200円	59,400円	79,200円	9,350円

徴収しない場合	場合								
	式典、集会等に利用する場合	平日	42,900円	57,200円	72,600円	100,100円	129,800円	172,700円	20,680円
		土曜日、日曜日及び休日	51,700円	68,200円	86,900円	119,900円	155,100円	206,800円	24,750円
	見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に利用する場合	平日	61,600円	82,500円	104,500円	144,100円	187,000円	248,600円	29,810円
入場料等を徴収する場合	入場料等の最高額が1,000円未満の場合	平日	61,600円	82,500円	104,500円	144,100円	187,000円	248,600円	29,810円
		土曜日、日曜日及び休日	73,700円	99,000円	125,400円	172,700円	224,400円	298,100円	35,750円
	入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合	平日	73,700円	99,000円	125,400円	172,700円	224,400円	298,100円	35,750円
		土曜日、日曜日及び休日	89,100円	118,800円	149,600円	207,900円	268,400円	357,500円	42,680円
	入場料等の最高額が1,000円未満の場合	平日	89,100円	118,800円	149,600円	207,900円	268,400円	357,500円	42,680円

の最高額			円	円	円	円	円	円
が3,000円以上5,000円未満の場合	土曜日、日曜日及び休日	106,700円	143,000円	179,300円	249,700円	322,300円	429,000円	51,150円
入場料等の最高額	平日	106,700円	143,000円	179,300円	249,700円	322,300円	429,000円	51,150円
が5,000円以上の場合	土曜日、日曜日及び休日	128,700円	171,600円	214,500円	300,300円	386,100円	514,800円	61,270円

2 サブアリーナ

種別		利用区分及び利用料金							
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過1時間につき	
入場料等を徴しな場合	スポーツ、レクリエーション等を利用する場合	平日	4,400円	6,600円	8,800円	11,000円	15,400円	19,800円	2,420円
	土曜日、日曜日及び休日	5,500円	7,700円	9,900円	13,200円	17,600円	23,100円	2,750円	
収場	式典、集会等に利用する場合	平日	12,100円	16,500円	23,100円	28,600円	39,600円	51,700円	6,600円
		土曜日、日曜日及び休日	15,400円	19,800円	26,400円	35,200円	46,200円	61,600円	7,480円
合	見本市、展示会その他	平日	17,600円	24,200円	31,900円	41,800円	56,100円	73,700円	9,020円
		土曜日	22,000円	29,700円	37,400円	51,700円	67,100円	89,100円	10,670円

	の他営利日、日 又は営業曜日及 の宣伝をび休日 目的とす る催物に 利用する 場合								
入 場 料 等 を	入場料等 の最高額 が1,000 円未満の 場合	平日	17,600円	24,200円	31,900円	41,800円	56,100円	73,700円	9,020円
		土曜 日、日 曜日及 び休日	22,000円	29,700円	37,400円	51,700円	67,100円	89,100円	10,670円
徴 収 す る 場 合	入場料等 の最高額 が1,000 円以上 3,000円 未満の場 合	平日	22,000円	29,700円	37,400円	51,700円	67,100円	89,100円	10,670円
		土曜 日、日 曜日及 び休日	26,400円	35,200円	45,100円	61,600円	80,300円	106,700円	12,870円
	入場料等 の最高額 が3,000 円以上の 場合	平日	26,400円	35,200円	45,100円	61,600円	80,300円	106,700円	12,870円
		土曜 日、日 曜日及 び休日	31,900円	42,900円	53,900円	74,800円	96,800円	128,700円	15,400円

### 3 武道室

種別	利用区分及び利用料金						
	午前9時か ら正午ま で	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30 分から午 後9時まで	午前9時か ら午後5時 まで	午後1時か ら午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで	個人練習 (1人1時 間につ き)
平日	2,970円	3,960円	5,170円	6,930円	9,130円	12,100円	110円



土曜日、日曜日 及び休日	3,630円	4,840円	6,050円	8,470円	10,890円	14,520円	130円
-----------------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	------

#### 4 トレーニングルーム

種別	利用区分及び利用料金						
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時 30分から 午後9時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時 まで	個人練習 (1人1時 間につ き)
平日	1,650円	2,200円	2,750円	3,850円	4,950円	6,600円	110円
土曜日、日曜日 及び休日	1,980円	2,640円	3,300円	4,620円	5,940円	7,920円	130円

#### 5 会議室

種別	利用区分及び利用料金					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時 まで
会議室1	1,320円	1,760円	2,420円	3,080円	4,180円	5,500円
会議室2	2,310円	3,080円	3,850円	5,390円	6,930円	9,240円
会議室3	2,970円	3,960円	4,950円	6,930円	8,910円	11,880円

#### 備考

- 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- メインアリーナ、サブアリーナ、武道室及びトレーニングルームを事前準備又は原状回復のために利用する場合(催物を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。)の利用料金(超過時間に係る利用料金を除く。)の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- メインアリーナをスポーツ、レクリエーション等に利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)において、その一部を利用するときの利用料金の額は、その利用床面積に応じ、この表に定める利用料金の額の2分の1又は3分の1の額とする。
- メインアリーナ、サブアリーナ及び武道室を小学校若しくは義務教育学校の前期課程の児童若しくは中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校若しくは中等教育学校

の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)における利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。

- 5 特別に電気、ガス、水等を使用した場合は、その実費相当額を徴収する。
- 6 メインアリーナ及びサブアリーナを利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 7 武道室及びトレーニングルームを個人練習に利用する場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。